

職場の労働問題でお困りの方へ ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

埼玉労働局
(P2、3)

埼玉県
(P4)

埼玉県社会保険
労務士会(P6)

埼玉司法書士会
(P7)

日本産業カウンセラー
協会 北関東支部
(P8)

法テラス埼玉
法テラス川越
(P9)

埼玉弁護士会
(P10)

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
(P11)

～紛争解決制度を利用したい方～

埼玉労働局
(P2、3)

埼玉県労働委員会
(P5)

埼玉県社会保険
労務士会(P6)

埼玉司法書士会
(P7)

埼玉弁護士会
(P10)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

さいたま簡易裁判所
(P12)

さいたま地方裁判所
(P12)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
埼玉労働局 （雇用環境・均等室）	<p>埼玉労働局総合労働相談コーナー （住所）さいたま市中央区新都心11-2ランドアクスタワ-16階 （電話） 048-600-6262</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦和駅西口総合労働相談コーナー （電話）048-822-0717 ・さいたま総合労働相談コーナー （電話）048-600-4801 ・川口総合労働相談コーナー （電話）048-252-3773 ・熊谷総合労働相談コーナー （電話）048-533-3611 ・川越総合労働相談コーナー （電話）049-242-0892 ・春日部総合労働相談コーナー （電話）048-735-5227 ・所沢総合労働相談コーナー （電話）04-2995-2582 ・行田総合労働相談コーナー （電話）048-556-4195 ・秩父総合労働相談コーナー （電話）0494-22-3725 <p>【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！ （HP） http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/kanrenshisetsu/soudan.html</p>	<p>総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談</p>	<p>【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 ●埼玉労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～17:00 ●埼玉労働局浦和駅西口総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:30～17:00 ●埼玉労働局各監督署内総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～16:30 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	<p>埼玉労働局長による助言・指導</p>	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、埼玉労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p>	
	<p>埼玉紛争調整委員会によるあっせん</p>	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、埼玉労働局長から委任を受けた埼玉紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんに申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>	

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
埼玉労働局 （雇用環境・均等室）	埼玉労働局雇用環境・均等室 （住所）さいたま市中央区新都心11-2ランドアクスタワ-16階 （電話）048-600-6210 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス！	相談	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
		埼玉労働局長による紛争解決の援助	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、埼玉労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p>
		調停	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、埼玉労働局長から委任を受けた埼玉紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。</p> <p>紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
埼玉県 (労働相談センター)	埼玉県庁 (住所) さいたま市浦和区 高砂 3-15-1 第二庁舎 1階 (電話) 048-830-4522 【特長】 ・労働者及び経営者からの幅広い労働相談に対応。 ・弁護士による特別労働相談や、メンタルヘルス相談も実施。 ・本年度から「若者労働ほっとライン」を開設！ (HP) http://www.pref.saitama.lg.jp/a0808/rodo_sodan/	労働相談	【制度概要】 賃金や労働時間、職場の人間関係など労働者の方のご相談や、就業規則の見直しなど使用者の方のご相談にも幅広く対応します。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話又は面談。 【相談日時】 月曜～金曜日(祝祭日、年末年始は除く) 9:00～17:00(面談は9:00～16:00)
		若者労働ほっとライン	【制度概要】 社会保険労務士による休日電話相談です。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話。(番号は労働相談センターと同じ) 【相談日時】 第2、第4土曜日 (祝祭日、年末年始は除く) 10:00～16:00
		特別労働相談	【制度概要】 弁護士による労働相談です。 【費用】 無料。 【相談方法】 面談。(要予約) 【相談日時】 火曜・金曜日(祝祭日、年末年始は除く) ①13:00、②14:00
		働く人のメンタルヘルス相談	【制度概要】 仕事上の悩みごと、パワハラやいじめなど職場の人間関係等の相談に産業カウンセラーがアドバイスします。 【費用】 無料。 【相談方法】 面談。(要予約) 【相談日時】 水曜日(祝祭日、年末年始は除く) ①13:30、②15:00

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
埼玉県労働委員会	<p>埼玉県労働委員会事務局 (住所) さいたま市浦和区 高砂3-15-1 第三庁舎 4階 (電話) 048-830-6452・6465</p> <p>【特長】 公(公益あっせん員) 労(労働者側あっせん員) 使(使用者側あっせん員) の三者構成を活かした紛争 解決の援助!</p>	個別的労働紛争の あっせん	<p>【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益あっせん員、労働者側あっせん員、使用者側あっせん員の三者が、労使双方の主張を聞いて、対立点を明らかにし、公正・中立な立場で助言や提案を行い、双方の歩み寄りによって解決のお手伝いをいたします。</p> <p>労働問題の専門知識を持つ経験豊富なあっせん員が、労使双方のお話を丁寧に向い、合意点を探ることにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。</p> <p>ただし、被申請者が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みや合意が図れないとあっせん員が判断した場合、同手続きは打切りとなります。</p> <p>※ 労働者個人ではなく、労働組合と使用者との間の紛争については、労働委員会の集団的労働紛争のあっせん・調停・仲裁の制度を利用したり、不当労働行為の救済申立てをすることになります。</p> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる 制度	制度概要等
埼玉県社会保険労働士会	<p>埼玉県社会保険労働士会 (住所)さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル7階 (電話) 048-826-4860 (HP) http://www.saitamakai.or.jp (メール) saitama@saitamakai.or.jp</p>	総合労働相談	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労働士がお答えします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 面談相談のみ。要予約 予約受付： 平日 9:00～17:00 ※土曜日曜、祝祭日、 年末年始、8/13～15は 受け付けていません。</p> <p>【相談日時】 毎週水曜日 10:00～16:00 ※祝祭日を除く</p>
	<p>社労士会 労働紛争解決センター埼玉 (電話) 048-826-4864</p> <p>【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！</p>		労働紛争解決センターによるあっせん

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
埼玉司法書士会	埼玉司法書士会 (住所) さいたま市浦和区 高砂 3 丁目 16 番 58 号 (電話) 048-863-7861 (HP) http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/ 【特長】 身近な労働問題等を解決するため、司法書士がサポートします！	無料法律相談	<p>【サービス概要】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与（名義変更）、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング・オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法】 電話（予約不要）又は面談相談（要電話予約）。</p> <p>【相談会場・相談日時】 ●電話相談 相談専用電話 (048-838-1889) ●面接相談 総合相談センター（浦和会場・熊谷会場・越谷会場・川越会場） ※電話相談及び面接相談は、相談内容によって相談日時をご案内いたします。詳細は総合相談センター（048-838-7472）へお問い合わせください。 ※土曜日曜日、祝祭日、8月13日～15日、年末年始は受け付けていません。</p>
		調停センター	<p>【サービス概要】 民事上の司法処理機関として司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、紛争当事者の自主的な紛争解決手続を行っています。 紛争の目的価額が金 140 万円以下の民事に関する紛争に限定されます。</p> <p>【費用】 有料。 申立事務手数料 5,000 円（外税） 期日手数料 2,000 円（外税） 和解契約書作成手数料 5,000 円（外税） ※なお、平成 27 年 12 月 28 日までの利用申込には、手続き費用がかかりません。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>日本産業カウンセラー協会 北関東支部</p>	<p>日本産業カウンセラー協会北関東支部 (住所) さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター2F</p> <p>(電話) 048-823-7808</p> <p>【特長】 専属産業カウンセラーが対応します。</p>	<p>こころの相談室</p>	<p>【サービス概要】 職場での人間関係やハラスメント、キャリアのこと。退職後の生き方をみつめたい。憂鬱で何も手がつけられない。眠れない。体がだるい。子どものことで悩んでいる、家庭内暴力、DV、夫婦関係、介護など・・・</p> <p>まわりに話を聞いてくれる人がいない。まわりの人には話したくない。こんなことで悩んでいると思われたくない。・・・どうか、悩みをひとりで抱えないでください。 私たちカウンセラーがじっくり話をお聞きします。</p> <p>秘密は固く守ります。</p>
			<p>【相談料】 1回 50分 6,200円</p>
			<p>【カウンセリングルーム利用案内】 完全予約制です。 電話の受付は、月曜日から金曜日(祝日除く) 9:30~17:30 (「さいたま相談室」と出ます)</p>
			<p>【相談室】 さいたま相談室 埼玉県県民健康センター2F</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター 埼玉地方事務所 (法テラス埼玉)	法テラス埼玉 (住所) 330-0063 さいたま市浦和区 高砂 3-17-15 さい たま商工会議所会 館 6 階 (電話) 0503383-5375	情報提供	【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのかわからない、どこに誰に相談していいのかわからないという方々に、解決のための道案内をいたします。
	法テラス川越 (住所) 350-1123 川越市脇田本町 10-10KJ ビル 3 階 (電話) 0503383-5377		【費用】 無料 (通話料は利用者負担)。
	(サポートダイヤル) 0570-078374 【特長】 労働問題等の様々な法律トラブルに対応！	民事法律扶助	【利用方法】 電話又は来所。
	【受付日時】 ●法テラス埼玉・法テラス川越 平日 9:00~16:00 (昼休み 12:00~13:00) (土日祝祭日休業) ●サポートダイヤル 平日 9:00~21:00、土曜日 9:00~17:00 (日曜祝祭日休業)		
【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。	【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。		
【費用】 法律相談は無料 弁護士費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。	【利用方法】 来所による面談 (要予約) 電話での法律相談は行っていません。		
【注意点】 <u>収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。</u>	弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要があります。 行政のあっせん不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できます。		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">埼玉弁護士会</p>	<p>埼玉弁護士会 法律相談センター</p> <p>(住所) さいたま市浦和区 高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス 1階</p> <p>(電話) 048-710-5666</p> <p>(HP) http://www.saiben.or.jp</p> <p>【特長】 法律の専門家がお手伝い！百戦錬磨のベテラン弁護士からフレッシュな若手弁護士まで信頼と実績の弁護士会</p>	<p>労働問題 無料法律相談</p>	<p>【制度概要】 解雇・賃金未払、セクハラ、パワハラ、職場のいじめ等の職場トラブルについて相談をお受けします。原則として労働審判をおこなされた使用者の方からのご相談もお受けします。</p> <p>【費用】 無料（回数制限あり）</p> <p>【相談日時】 月曜・金曜 10:00～12:00 火曜・木曜 13:00～16:00</p>
		<p>一般 有料法律相談</p>	<p>【制度概要】 埼玉弁護士会では、貸金、クレジット・サラ金、交通事故など日常の様々なトラブルに関する法律相談を月曜日から土曜日まで毎日実施しています。有料相談になりますが、もちろん労働問題に関しても相談が可能です。 詳細については、埼玉弁護士会にお問い合わせいただくか、埼玉弁護士会ホームページにてご確認ください。</p> <p>【費用】 相談料 30分 5,000円（税別）</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 10:00～12:00 13:00～16:00 土曜 9:30～12:00</p>
		<p>示談あっせん・ 仲裁制度</p>	<p>【制度概要】 労働問題を含むあらゆる法律問題について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題についても、埼玉弁護士会の経験豊富な弁護士が双方の言い分を十分に聞き、公正慎重に判断して紛争の円満解決を図るものです。</p> <p>【費用】 申立手数料 無料 ただし、郵便代として3,000円（税別）が必要です。 また、これ以外に、期日手数料と成立手数料が必要です。</p> <p>【その他】 費用、手続き等の詳細は、埼玉弁護士会にお問い合わせいただくか、埼玉弁護士会のホームページをご確認ください。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>連合埼玉 （日本労働組合総連合会 埼玉県連合会）</p>	<p>連合埼玉 『なんでも労働相談 ダイヤル』 0120-154- フリーダイヤル いこうよ 052 れんごうに</p> <p>（住所）さいたま市 浦和区岸町 7-5-19 あけぼのビル 2 階 （HP） http://rengo-saitama.jp/</p> <p>【特長】 無料・秘密厳守！ 専門アドバイザーが 労働者の立場に立ち 相談を受けます。</p>	<p>労働相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金や退職金などの就業規則違反、解雇、雇止め、賃金未払いなどの労働条件 ・パワハラ、セクハラ、嫌がらせ、マタハラ等 ・職場の安全衛生、労働災害等 ・労働組合づくりの支援 	<p>【制度概要】 連合埼玉は、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしています。 主に未組織の職場で働く労働者の身近に起きている労働問題について相談を受けつけています。 職場での「おかしいな」「困ったな」と思うあらゆる労働問題を、相談者とともに解決の道を探る取り組みをしています。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。 電話相談後の面談は原則予約。 面談場所：浦和及び県内 4 か所の地域事務所</p> <p>【相談場所および各事務所】 <連合埼玉> 浦和：月曜～金曜 9:00～17:30 <地域事務所>※県内 4 か所 相談日時：月曜～土曜 9:30～18:00</p> <p>連絡先 久喜事務所 （電話）0480-23-3555 大宮事務所 （電話）048-729-5052 川越事務所 （電話）049-292-1521 熊谷事務所 （電話）048-598-6321</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
裁 判 所	<p>さいたま地方裁判所</p> <p>(住所) さいたま市 浦和区高砂3丁目 16番45号 (電話) 048-863-8587</p> <p>さいたま簡易裁判所</p> <p>(住所) 同上 (電話) 048-863-8739</p> <p>【ご注意】 申立手続は、問い合わせ先とは別の管轄裁判所にさせていただく場合があります。</p>	<p>【各手続の概要】</p> <p>●民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。</p> <p>●少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。</p> <p>●労働審判手続（地方裁判所） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。</p> <p>●民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼をすることが望ましいでしょう。</p>	
	<p>【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>		
	<p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p>		

職場の労働問題でお困りの方へ

発行年月日 平成 28 年 4 月改定

発 行 埼玉労働局雇用環境・均等室

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2

ランド・アクシス・タワー16階

TEL 048-600-6201